

## 情報提供等に基づく臨時確認調査手数料

	(1) 認証業者に過失がない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有機農産物及び有機飼料(農産)の生産行程管理者(以下、「農産」「飼料(農産)」という。)</li> <li>●有機加工食品及び有機飼料(加工)の生産行程管理者(以下、「加工」「飼料(加工)」という。)</li> <li>●有機畜産物の生産行程管理者(以下、「畜産」という。)</li> <li>●小分け業者(以下、「小分け」という。)</li> </ul>				0円
手数料	(2) 認証業者に過失がある場合	区分	農産及び 飼料(農産)	加工及び 飼料(加工)	畜産	小分け
	「認証業者の違反の区分及び登録認証機関の対応の基準」に則り、右のとおりの手数料とする。	認定取消し	30,000円	50,000円	50,000円	50,000円
		格付業務及びJASマーク貼付品の出荷の停止	15,000円	25,000円	25,000円	25,000円
		改善要求	10,000円	15,000円	15,000円	15,000円
その他経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小分け業者の認証手数料については、扱う農林物資の種類が、有機農産物、有機加工食品、有機飼料(農産)、有機飼料(加工)、有機畜産物いずれの場合であっても上述の手数料とする。また、その両方を扱う場合も一件分の手数料とする。</li> <li>●徴収方法は、臨時確認調査終了後、請求に基づき、現金納付又は金融機関等の振込によるものとする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●上記(2)「認証業者に過失がある場合」のみ、実地調査時間が4時間を超える場合は1時間毎に1,800円を加算する。</li> <li>●交通費については、起点を協会とし、終点を認証申請者の住所として請求する。また宿泊費については、実費を請求する。同一検査員が同時に複数の実地調査を行った場合、交通費及び宿泊費は認証申請者で按分する。</li> <li>●徴収方法は、実地調査終了後の請求に基づき、現金納付又は金融機関等の振込によるものとする。</li> </ul>					

## 変更届に基づく臨時確認調査手数料

手数料	農産及び飼料(農産)	ほ場の追加の場合	追加申請分のほ場面積 50a 以内の場合(※1)	5,000 円
			追加申請分のほ場面積 50a を超える場合の 100a 毎の加算額(※1)	10,000 円
		施設(育苗施設、外注施設等)の追加、変更の場合	所在地が同じ施設を追加する場合	5,000 円
			所在地が異なる施設を追加する場合、1 施設毎の加算額	5,000 円
	加工及び飼料(加工)	●施設の追加、変更の場合 ●ラインの追加、変更の場合 ●外注施設の追加、変更の場合	所在地が同じ施設を追加する場合	10,000 円
			所在地が異なる施設を追加する場合、1 施設毎の加算額	10,000 円
	畜産	飼料自家生産用ほ場の追加の場合	追加申請分のほ場面積 50a 以内の場合	5,000 円
			追加申請分のほ場面積 50a を超える場合の 100a 毎の加算額	10,000 円
		施設(外注施設含む。)の追加、変更の場合	1 施設の場合	10,000 円
			住所が異なる 1 施設毎の加算額	10,000 円
小分け	施設の追加、変更の場合		10,000 円	
<p>●加工の加算額については、150,000 円を上限とする。</p> <p>●小分け業者の調査手数料については、扱う農林物資の種類が、有機農産物、有機加工食品、有機飼料(農産)、有機飼料(加工)、有機畜産物いずれの場合であっても上述の手数料とする。また、その両方を扱う場合も一件分の手数料とする。</p> <p>●徴収方法は、臨時確認調査前に、請求に基づいて現金納付又は金融機関等への振込によるものとする。</p>				
その他経費	<p>●実地調査時間が 4 時間を超える場合は 1 時間毎に 1,800 円を加算する。</p> <p>●交通費については、起点を協会とし、終点を認証申請者の住所として請求する。また宿泊費については、実費を請求する。同一検査員が同時に複数の実地調査を行った場合、交通費及び宿泊費は認証申請者で按分する。</p> <p>●徴収方法は、実地調査終了後の請求に基づき現金納付又は金融機関等への振込によるものとする。</p>			

※1 採取場の場合は、採取場 5a をほ場 1 a 相当分と換算して計算する。また原木きのこの栽培場については、面積ではなくほだ木の本数で計算することとし、1,500 本=10 a として換算し、上記手数料を徴収する。

(採取場例)採取場 240a の場合、ほ場 48a 相当として料金を計算する。

(栽培場例)ほだ木数 15,000 本の場合、ほ場 100a 相当として計算する。

※2 同一の工場、ほ場若しくは事業所で有機農産物と有機飼料若しくは有機加工食品と有機飼料を両方申請し同時に検査を実施する場合は、有機飼料の手数料を半額とする。

※3 本別表の料金はすべて税抜き表示とする。消費税分は別途計算する。

(平成 24 年 8 月 1 日付け 24 鹿有協 C-4-01)  
この別表は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。  
(平成 26 年 4 月 1 日付け 26 鹿有協 C-4-02)  
この別表は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
(平成 26 年 5 月 13 日付け 26 鹿有協 C-4-03)

この別表は、平成 26 年 5 月 13 日から施行する。  
(平成 26 年 11 月 1 日付け 26 鹿有協 C-4-04)

この別表は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。  
(平成 28 年 7 月 1 日付け 28 鹿有協 C-4-05)

この別表は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。  
(平成 29 年 12 月 25 日付け 29 鹿有協 C-4-06)

この別表は、平成 29 年 12 月 25 日から施行する。  
(平成 30 年 3 月 30 日付 29 鹿有協 C-4-07)

1 この別表は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

2 有機飼料(農産)、有機飼料(加工)については平成 30 年 7 月 9 日から、有機畜産物については平成 30 年 7 月 30 日から施行する。

(平成 30 年 7 月 25 日付 30 鹿有協 C-4-08)

この別表は、平成 30 年 7 月 25 日から施行する。